

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 23 日

熊谷市長 小 林 哲 也

条例第 2 8 号

(別紙)

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険条例（平成１７年条例第１６０号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「別表第１第２章第２部第１節の往診料の項注４」を「別表第１第２章第２部第１節の往診料の項注６」に、「別表第２第２章第２部の歯科訪問診療料の項注１１」を「別表第２第２章第２部の歯科訪問診療料の項注１２」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。